

(様式1)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者	住所
	(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)
	氏名
	(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)
	電話

補助金交付申請書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容

- (1) 敷地 (地名地番) (区)
- (2) 目的 狭あい道路の拡幅整備
- (3) 内容 ☐撤去工事 ☐整備工事

2 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の内容

- (1) 補助金予定額 ※複数件申請する場合は合計を記入し、別紙に内訳を記入
- | | | |
|-------|---|---|
| 撤去工事費 | 金 | 円 |
| 整備工事費 | 金 | 円 |
| 合計金額 | 金 | 円 |
- (2) 算出の内容 別紙による。

3 事業予定期間

契約日又は契約予定日	令和	年	月	日
工事着手予定日	令和	年	月	日
事業完了予定日	令和	年	月	日

撤去工事補助金予定額の算出根拠

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。	
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)	円……………A

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

[illegible]

数量算出（※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。）

AとBの低い方の金額	円	$\times 2 / 3 =$	円	
			補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)	円

(様式1－2)

整備工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)	円	………C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を 切り捨てた数量に より計算する。	道路舗装	m ² ×	円 =	円
	道路境界石設置	m ×	円 =	円
	U型側溝設置	m ×	円 =	円
	側溝蓋設置	m ×	円 =	円
	L形側溝設置	m ×	円 =	円
	現場打ち側溝	m ×	円 =	円
	集水桝設置	箇所 ×	円 =	円
	合計			円 ………D

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

道路舗装 (m ²)	
後退部分および	
既存道路部分	
合計	
道路境界石設置 (m)	
U型側溝設置 (m)	
側溝蓋設置 (m)	
L形側溝設置 (m)	
現場打ち側溝 (m)	
集水桝設置 (ヶ所)	

補助金予定額 (整備工事)

CとDの低い方 の金額	円 × 2 / 3 =	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)		円

(様式2)

令和 年 月 日

大阪市長

誓約書

この度、「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱」の規定に基づく申請をするにあたり、法令等を遵守するとともに同交付要綱並びに「大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付実施要領」に基づく規定を遵守します。

万一、補助事業に関わる関係者と諸問題が発生した場合は、申請している補助事業者が責任をもって対処し、貴市に迷惑をかけないようにするとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪市から交付された補助金金額を指定された期日までに返還する責任を負います。

なお、大阪市へ寄付、又は無償使用承諾しない補助事業完了後の後退用地等については、その形態を変更することなく、通行に支障のない状態であるよう維持管理を行います。

補助事業の敷地 (区)

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

電話

(注) 補助事業者が複数の場合は、補助事業者の全員による誓約書としてください。

(様式3)

大阪市指令都整
令和 年 第 号
月 日

様

大阪市長

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知
します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 補助金の交付決定額 金 円
- 5 事業期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

6 補助金の交付条件

- (1) 補助事業の工事契約日は、補助金の交付決定通知日以降としてください。当該通知日より前に補助事業に係る工事契約をしたことが判明した場合は、交付決定を取り消します。ただし、第4条第1項のただし書の規定に基づき交付申請した場合は、本号本文の「工事契約」を「工事着手」と読み替えるものとします。
- (2) 補助事業が完成した際には、別途支給する後退表示板を設置してください。(枚)
- (3) 上記の事業期間内に工事を完了し、補助事業完了実績報告書(様式12)を提出してください。
- (4) 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、交付決定を取り消します。
- (5) 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (6) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。
- (7) 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告してその指示を受けること。
- (8) 市長が、補助金の適正な執行を行うため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- (9) その他、大阪市補助金等交付規則及び大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定を遵守すること。

7 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げを行うことができます。

(様式 3-2)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者
住所
(法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏名
(法人その他の団体にあっては その名称、代表者の氏名)
電話番号

工事着手届

令和 年 月 日付で、大阪市指令都整 第 号にて（交付決定・交付変更承認）の通知を受けた事業について、工事又は変更箇所の工事に着手したので大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 交付決定番号 | |
| 2 | 補助事業の敷地 | (区) |
| 3 | 工事着手日 | 令和 年 月 日 |

(様式4)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で 交付申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、次のとおり交付しない旨の決定を
したので通知します。

1 補助事業の敷地 (区)

2 補助事業者 住所
氏名

3 不交付決定の理由

(様式5)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助金取下届

令和 年 月 日付けで 大阪市指令都整 第 号にて交付決定の通知を受けた補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり取下げを申請します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

4 取下げの理由

(様式6)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金取下受理通知書

令和 年 月 日付で 取下げ申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり取下げを受理したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 申請者 住所
氏名

(様式 7)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付で 第 号にて { 交付決定
交付変更承認 }

の通知を受けた補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更承認を申請します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 変更交付申請額

交付決定額	円
交付変更申請額	円
差引増△減額	円

4 事業期間の変更

変更前	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
変更後	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

5 その他

6 変更する内容及び理由

撤去工事補助金予定額の算出根拠

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。	
合計	(見積書の内、補助対象となる額)	円……………A

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

[illegible]

数量算出（※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。）

AとBの低い方の金額	円	$\times 2 / 3 =$	円	
			補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)	円

(様式7-2)

整備工事補助金予定額の算出根拠

実際に要する費用による補助対象金額

見積書	算出根拠は、別紙の見積書又は内訳による。		
合計	(見積書の内、補助対象となる金額)	円	………C

※消費税等相当額を除く。

要綱における補助限度額単価による補助対象金額

※小数第2位以下を 切り捨てた数量に より計算する。	道路舗装	m ² ×	円 =	円
	道路境界石設置	m ×	円 =	円
	U型側溝設置	m ×	円 =	円
	側溝蓋設置	m ×	円 =	円
	L形側溝設置	m ×	円 =	円
	現場打ち側溝	m ×	円 =	円
	集水桝設置	箇所 ×	円 =	円
	合計			円 ………D

数量算出 (※小数第3位以下を切り捨てた数値により計算する。)

道路舗装 (m ²)	
・ 後退部分	
・ 既存道路部分	
合計	
道路境界石設置 (m)	
U型側溝設置 (m)	
側溝蓋設置 (m)	
L形側溝設置 (m)	
現場打ち側溝 (m)	
集水桝設置 (ヶ所)	

補助金予定額 (整備工事)

CとDの低い方 の金額	円 × 2 / 3 =	円
補助金予定額 (同上金額の千円単位切捨)		円

(様式 8)

令和 年 月 日

大阪市長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付で 第 号にて

交付決定
交付変更承認

した補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり廃止承認を申請します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 廃止する理由

(様式9)

令和 年 月 日
第 号

様

大阪市長

補助金交付変更承認通知書

令和 年 月 日付けで交付変更申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路
拡幅促進整備補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり交付変更を承認したので通
知します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

3 補助事業者 住所
氏名

4 変更内容

i	交付変更決定額	交付決定額	円
		交付変更決定額	円
		差引増△減額	円
ii	事業期間	変更前	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
		変更後	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

iii 上記以外の補助事業の内容

5 交付条件

- 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。変更の申請を怠った場合は、交付決定を取り消します。
- 補助事業を廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。
- 補助事業が事業期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長へ報告してその指示を受けること。
- 市長が、補助金の適正な執行を行うため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力しなければなりません。
- その他、大阪市補助金等交付規則及び大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定を遵守すること。

(様式 9 - 2)

大 都 整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

不承認通知書

令和 年 月 日 付けで申請のあった承認申請については、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第 9 条第 2 項の審査の結果、不承認となりましたので通知します。

1 交付決定番号 号

2 不承認の理由

(様式10)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助事業廃止承認通知書

令和 年 月 日付で 廃止承認申請のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、次のとおり補助事業の廃止を承認したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名

(様式11)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付で 第 号にて交付決定した補助事業
について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱 の規定に基づき、次の
とおり取り消したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 取消しする理由

(様式12)

令和 年 月 日

大 阪 市 長

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名)

補助事業完了実績報告書

令和 年 月 日付で

第

号にて

交付決定
交付変更承認

の通知を受けた補助事業が完了したので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

大 阪 市 長

領収書等遅延理由書

大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱の規定に基づき、補助事業の実績報告を行うにあたり、整備工事費等の支払いを証明する書類（領収書等の写し）の提出が次の理由により遅延いたします。

なお、当該書類につきましては、補助金請求の際に必要な書類とあわせて提出いたします。

領収書等の写しの提出が遅延する理由

（参考例）
令和〇〇年〇〇月〇〇日付け△△工事請負契約により、工事費の支払いが□□□□のため、補助事業の実績報告時に領収書の写しを添付することができません。

なお、整備工事費等に係る要支払額を示す書類として、当該整備工事費等に係る請求書の写しを添付します。

支払い額	円
支払い予定日	年 月 日頃

補助事業者 住所

（法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名）

電話

大 阪 市 長

現地完了検査依頼書

令和 年 月 日付で 第 号にて

交付決定
交付変更承認

の通知を受けた補助事業が完了しましたので、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第10条第1項の実績報告に先立ち、次のとおり現地検査を依頼します。

1 交付決定番号 号

2 補助事業の敷地 (区)

補助事業者 住所

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名)

電話

(様式13)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付で 完了実績報告のあった補助事業について、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の額が確定したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 補助金の確定金額 金 円
- 5 その他
 - (1) 補助金の請求は、補助金の交付決定通知日の属する次の年度の4月末日までに行ってください。その日までに行われない場合は、交付決定が無かったものとみなし、補助金を交付することができなくなります。
 - (2) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知日から5年間保存してください。
 - (3) 補助事業完了後の後退用地等については、通行に支障のない状態であるよう維持管理を行ってください。
 - (4) 補助事業者は、建築物、工作物若しくは、後退用地等を譲渡する場合は、譲渡を受ける者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承してください。

(様式13－2)

大都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

検査結果通知書

令和 年 月 日付で 現地完了検査依頼のあった補助事業について、大阪市狭
あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、次のとおり検査結果を通知
します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 (区)
- 3 補助事業者 住所
氏名
- 4 検査結果 適合 ・ 不適合

(注) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の
確定通知日から5年間保存してください。

(様式14)

大阪市指令都整 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付けで 大阪市指令都整 第 号にて交付決定した補助事業については、大阪市狭あい道路拡幅促進整備補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、次のとおり（ 取消 ・ 変更 ）したので通知します。

- 1 交付決定番号 号
- 2 補助事業の敷地 （ 区 ）

- 3 補助事業者 住所
氏名

- 4 取消し・変更の内容

- 5 取消し・変更の理由
